

役場からのお知らせ

● 役場 72-0450
● ふれあいセンター 73-0811
● 農業センター 73-0978

南国税務署からのお知らせ

～確定申告書等作成コーナーからe-Taxへ～
南国税務署では、所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や収支内訳書などの提出書類について、ご自分で作成し、e-Tax（国税電子申告・納税システム）または郵送等で提出していただくことをお勧めしています。

申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。

また、e-Taxの手続きをすると、インターネットを利用して直接電子申告もできます。

平成24年分から贈与税の申告についてもe-Taxで送信（申告）することが可能となります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

【所得税の確定申告期間】

2月18日（月）から3月15日（金）まで

【消費税および地方消費税の確定申告期限】

4月1日（月）まで

【贈与税の申告期間】

2月1日（金）から3月15日（金）まで

問い合わせ先

… 南国税務署

2088-8633-3215

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます
個人の白色申告のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含む）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますのでご覧ください。

原動機付自転車・小型特殊自動車の登録・廃車様式が変わります



登録の際、販売証明書、譲渡証明書が必要です。
販売証明書はご購入された販売店で発行された物をご持参下さい。

譲渡証明書は前所有者に役場までお越しいただくか、譲渡したことが

わかる書類を持参していただければ、すぐに手続きできます。



申告の内容		申告に必要なもの					
		印鑑または免許証	標交申請書	識付（ナンバープレート）	販売証明書	車告受付書	譲渡証明書
新規登録	新規購入	○			○		
	転入					○	
	廃車手続済み	○					
	未 廃 車	○	○	○			
	譲渡						
	廃車手続済み	○				○	○
	未 廃 車	○	○	○			○
廃 車		○	○	○			

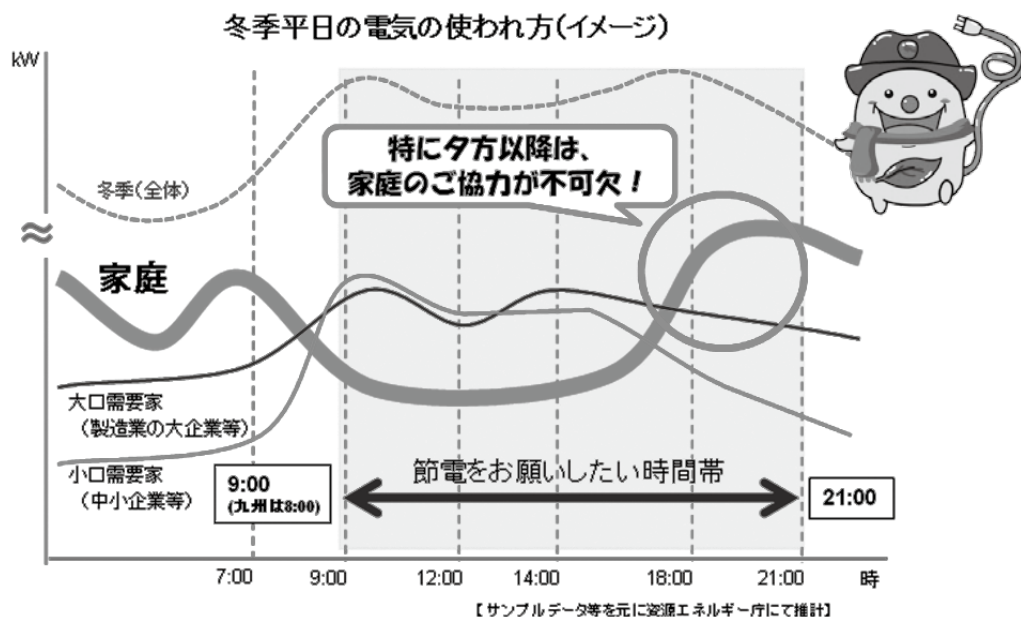
- 1 法人の場合は、会社の「社印」及び「代表印」を押印してください。
- 2 盗難に遭い、廃車する場合は、警察で「盗難届の受理番号」を確認してください。
- 3 本人以外（代理の方）は、委任状が必要になります。

問い合わせ先・・・住民課 税務班

問い合わせ先
南国税務署 個人課税第1部門（個人課税担当）
2088-8633-3215
（自動音声でご案内しています。案内に従って「2」番を選択してください。南国税務署の代表電話につながります。）

冬季の節電・省エネルギー対策

～節電へのご協力をお願いします～

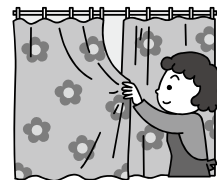


今冬、四国電力管内では、厳冬となることを想定した上で、瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しですが、大規模な発電所のトラブルが発生した場合、安定供給が来ない可能性が懸念されます。そこで政府は、3月29日までの平日（12月31日および1月2日～4日を除く）、午前9時～午後9時までの間、節電へのご協力をお願いしています。

※数値目標は設定しておりません。節電をお願いする期間・時間帯において、無理のない範囲での節電をお願いします。

【空調】

・重ね着などをして、室温20℃を心がける（設定温度を2℃下げた場合）。（節電効果7%）
・窓には厚手のカーテンを掛ける。（節電効果1%）
※ガス・石油ストーブ等を使用される場合には、以下の点にご注意下さい。



- ①窓を開けるなどして必ず換気をする。
- ②洗濯物や布団などはストーブの近くには置かない。

【照明】

・不要な照明をできるだけ消す。（節電効果4%）
・照明器具を購入するときは、省エネ型の電球形蛍光灯やLED電球等を選択する。



【電力消費機器】

・冷蔵庫は設定温度を「弱」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込み過ぎないようにする。（節電効果1%）
・テレビを省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、不要な時は消す。（節電効果2%）

・便座保温・温水の設定温度を下げ、不使用時はふたを閉める。（節電効果1%未満）
・本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。（節電効果1%）
※節電効果は通常、エアコンを使用される家庭の場合を想定。



四国三斉！法務局休日相談所の開設

高知地方法務局では、土地、建物や会社の登記手続き、相続や遺言等に関する相談を始め、戸籍、供託、人権に関する相談、土地の境界に関する相談等、1日無料相談所を開設します。

予約等は不要となっていますので、ぜひご利用ください。

【日時】 1月27日（日） 午前10時～午後3時まで

【相談内容】 登記・相続・遺言・戸籍・供託・人権・土地の境界等に関する相談

【相談員】 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士

【開設場所】 高知地方法務局香美支局

問い合わせ先 … 高知地方法務局香美支局

（寄附のお礼）

金一封
NPO法人地域サポートの会 さわやか大豊様

社会福祉協議会に對しまして、貴重な浄財を寄附いただきました。
ありがとうございました。

大豊町社会福祉協議会